

都市計画法に規定する開発行為等の許可の基準に関する条例（11号条例）改訂方針（案）に対する意見募集について （結果報告）

令和5年8月7日（月）から8月22日（火）にかけて「都市計画法に規定する開発行為等の許可の基準に関する条例（11号条例）改訂方針（案）」に対する意見募集（パブリックコメント）を実施しましたところ、2名の方から計3件のご意見をいただきました。

つきましては、いただいたご意見の概要とこれに対する市の考え方を公表いたします。今回寄せられました貴重なご意見は、条例改正案策定の参考とさせていただくほか、今後の施策の参考とさせていただきます。皆様のご協力ありがとうございました。

1 公表する資料

- ・パブリックコメントの実施状況
- ・意見の概要と今治市の考え方

2 資料の閲覧方法

- ・都市政策課窓口
- ・都市政策課ホームページ

都市計画法に規定する開発行為等の許可の基準に関する条例（11号条例）改正方針（案）に対する意見募集について
（実施状況・意見の概要・市の考え方）

1 パブリックコメントの実施状況

- (1) 意見の募集期間 令和5年8月7日（月）から8月22日（火）
- (2) 案の縦覧方法 都市政策課窓口及びホームページ
- (3) 住民周知の方法 広報いまばり8月号に掲載
コミュニティーFMにて放送
ホームページに掲載
- (4) 意見の応募者及び件数 2名（3件）
- (5) 提出方法の内訳

	Eメール	郵送	FAX	持参	計
人数（件数）				2(3件)	2(3件)

2 意見の概要と今治市の考え方

No.	意見の概要	今治市の考え方
1	<p>○11号条例で建築できる建築物の用途を固有名詞でしばって決めるのではなく、もう少し用途を広げるか、その物によって要相談という内容を取るかにしてもらいたい。</p>	<p>○今回の11号条例改正方針（案）では、条例適用区域において建築が可能となる一般的な用途・建物分類例を示していますが、あくまで一例であり、詳細な店舗の種類を固定するものではありません。 立地基準の基本的な考え方として、第一種中高層住居専用地域に相当する用途を基本に申請事案ごとに審査を行い、申請地選定理由、事業計画、サービス範囲、事業の必要性、継続性等、総合的に審査が行われることとなります。</p>
2	<p>○現状、11号条例で建築している建物の属人性は外れるのか。</p>	<p>○これまでに11号条例（旧8号の3条例）により建築され、現在も許可時の属人性要件が保たれているものについては、改正条例の施行をもって属人性を解除する予定としています。</p>
3	<p>○属人性のある建物が転売されているものも属人性が外れるのか。</p>	<p>○転売等により許可時の属人性要件が保たれていないもの（違法状態）については、改正条例の施行後も属人性の解除はされません。 ただし、11号条例適用区域内で、新たに11号条例による許可を受けることにより属人性は解除されるものと解しています。</p>